

# 藤沢市工事等請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 10 月 25 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建設工事、測量等の委託又はその他の役務提供業務の委託（以下「工事等」という。）の発注に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続について必要な事項を定める。

(疑義申立ての対象)

第 2 条 設計書に係る積算内容の疑義申立ては、本市が発注する工事等に係る入札を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下「設計書」という。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（以下「積算疑義」という。）とする。

2 測量等の委託又はその他の役務提供業務の委託については、工事等担当課長からの依頼により対象とする。

(疑義申立ての期間)

第 3 条 疑義申立てを行う期間は次の各号のとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、短縮することができる。

(1) 工事一件の設計金額が 1,300,000 円を超え、50,000,000 円に満たない工事については、開札日の翌日（翌日が土日祝日等の場合は最初の開庁日）

(2) 工事一件の設計金額が 50,000,000 円以上の工事については、開札日から 1 日以上（土日祝日等が含まれる場合は開庁日換算で 1 日以上）

(3) 測量等の委託又はその他の役務提供業務の委託の設計金額が、500,000 円を超えるものは開札日の翌日。（翌日が土日祝日等の場合は最初の開庁日）

2 前項の規定に関わらず、緊急を要する要件、若しくは本市において必要が無いと認めた場合は疑義申立ての期間を設けないことができる。

3 第 1 項の規定により疑義申立ての期間を設けた入札で、入札参加者（入札書を提出した者をいう。以下同じ。）全てが疑義申立てを行わない場合は、疑義申立て

期間の完了を繰り上げ、落札者を決定することができる。

(疑義申立てに係る手続)

第4条 入札参加者は、積算疑義があるときは、公告等に定められた疑義申立ての期間内に疑義申立てを行うことができる。

2 前項に規定する疑義申立ては、内訳確認申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を契約課長に提出することにより行わなければならない。

3 入札参加者は、前項に規定する疑義申立てを行うにあたり、疑義申立ての期間内に設計書を閲覧することができる。

4 前項に規定する閲覧は、金額入り設計書確認請求書（様式第2号）を契約課長に提出することにより行わなければならない。

(疑義申立ての対象者)

第5条 疑義申立てのできる者は、当該対象工事等の入札参加者のうち、前条第3項に規定する設計書の閲覧を行った者に限る。

(疑義申立ての回答)

第6条 疑義申立てがあったときは、積算内容を確認し、当該入札に係る落札者の決定又は入札の取消しの前までに、当該申立てに対する確認結果を回答するものとする。

2 契約課長、検査員及び工事等担当課長は、申出書の内容について、疑義申立てを行った者に対し聞き取りを行うことができる。

3 回答は申出書を提出した者に対し、回答内容が伝わった時点で回答手続きは完了したものとする。回答の方法については申出書毎に決定する。文書等による回答が必要な場合で、郵送等により回答を行った場合は、送達等がされたと推定できる日をもって回答手続きは完了したものとする。

4 疑義申立てがあった入札については、落札者の決定を回答手続きが完了するまで保留する。また、入札参加者に対し疑義申立てにより保留となったことを通知する。

(疑義申立て結果の取扱い)

第7条 疑義申立てがあった入札の、有効若しくは無効の取扱いは、前条の確認結果の完了に基づき、次の各号のとおりとする。

(1) 積算内容に誤りがなかった場合の入札は有効とし、当該入札に係る落札決定を行う。

(2) 積算内容に誤りがあった場合は、次のとおりとする。

- ・ 落札候補者に変更が生じる場合は、入札を無効とする。
- ・ 落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約を望む場合は入札を有効とし、落札金額で契約を締結する。なお、設計図書の誤りを補正する必要がある場合は、誤りを補正して再度設計を行った額に落札率を乗じた金額で変更契約を締結する。また、落札候補者が複数いる場合は、落札候補となるもの全てが契約を望むことにより、地方自治法施行令第167条の9でいうくじ引きにより落札者を決定する。
- ・ 落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約を望まない場合は、入札を無効とする。

2 積算内容に誤りがあり、入札が無効となった場合は、入札の取扱いについて、入札参加者全てに通知する。

3 申立書の内容が次の各号に該当する場合は、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 単価が複数想定できる等、積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行い確認すべきもの
- (2) 積算疑義が具体的でないもの
- (3) 積算疑義が特定できないもの
- (4) 設計図書等で確認できるもの
- (5) 積算システムに起因するもの
- (6) 測量等の委託又はその他の役務提供業務の委託のうち、見積徴取により設計している単価等によるもの。
- (7) その他、当該入札に直接関係のないもの  
(積算内容に誤りのあった場合の最低制限価格等)

第8条 積算内容に誤りがあった場合の調査基準価格、失格基準価格、最低制限価格の額においては、正しい積算を行った金額に、当該入札において計算された割合を乗じて計算をするものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 10 月 25 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。